

お済みですか？ 道路占用許可申請

違反した場合、**一年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処されます。
何よりも、**マイナスイメージが長期に渡って印象づく**可能性があります。

こんなときは是非ご相談ください！

- 工事中足場・仮囲を設置したい
- 日よけを設置したい
- 防犯カメラ、広告板、突き出し看板を設置したい



変更のお手続き 忘れていませんか？

- 占有者が変更となった場合
- 占有者の相続が発生した場合

「みち」を活用する制度

- ほこみち制度
- 国家戦略道路占用事業
- 都市再生特別措置法の特例
- 道路協力団体制度

お手続きのことなら

アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 24260687号)

〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階

TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp

Web: ironbird.jp

アイアンバード行政書士事務所 🔍

ご相談はこちら



お済みですか？ 道路使用許可申請

違反した場合、**3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**に処されます。
何よりも、**マイナスイメージが長期に渡って印象づく可能性があります。**

こんなときは是非ご相談ください！



道路で工事や作業をしたい



広告板、案内板を設置したい



ビラ配り、キャンペーン等の
街頭活動がしたい



お祭りやイベントで
露店、屋台を出したい

行政への手続きの代理、
書類作成は行政書士へ！

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となります。

お手続きのことなら
アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 24260687号)
〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階
TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp
Web: ironbird.jp

アイアンバード行政書士事務所 🔍

ご相談はこちら

